

第9回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定  
検討委員会会議概要

会議名称	第9回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定検討委員会
開催日時	平成28年5月20日（金） 午前9時30分～午前11時30分
開催場所	立川市役所 本庁舎 302会議室
次第	<p>[開 会]</p> <p>1 報告事項            (1)「第1 総則 第2 本論 差別の禁止及び解消」について</p> <p>2 検討事項            (1) 内容の検討            ①「第2 本論 合理的配慮の提供」について            保健・医療に関する合理的配慮            教育に関する合理的配慮            雇用に関する合理的配慮            生活・バリアフリーに関する合理的配慮</p> <p>3 その他事務連絡</p> <p>[閉 会]</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川かおり委員長、加藤みどり、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、            谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、曾根博、田中文人、石川誠、            福本行廣、山本繁樹、飯島一憲(敬称略、順不同)</p> <p>[事務局] 井田福祉保健部長、高木障害福祉課長、成田障害福祉課主査、            城之下障害福祉第一係長、阿部障害福祉第二係長、            柳障害福祉第三係長、加藤業務係長、塩島主任、井土主事</p>
会議資料	<p>・第8回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）            策定検討委員会会議概要</p> <p>資料9-1 条例のたたき台に対する委員からの意見等について（総則・差別の禁止及            び解消）</p> <p>資料9-2 第2 本論（2）合理的配慮 ア 保健・医療に関する合理的配慮</p> <p>資料9-3 「保健及び医療に関する合理的配慮」についての条文のたたき台と施策の展            開について</p> <p>資料9-4 「保健及び医療に関する合理的配慮」に関する障害者基本法の規定と他市の            条例の規定について</p> <p>資料9-5 第2 本論（2）合理的配慮 イ 教育に関する合理的配慮</p> <p>資料9-6 「教育に関する合理的配慮」についての条文のたたき台と施策の展開につ            いて</p> <p>資料9-7 「教育に関する合理的配慮」に関する障害者基本法の規定と他市の条例の規            定について</p> <p>資料9-8 第2 本論（2）合理的配慮 ウ 雇用に関する合理的配慮</p> <p>資料9-9 「雇用に関する合理的配慮」についての条文のたたき台と施策の展開につ            いて</p> <p>資料9-10 「雇用に関する合理的配慮」に関する障害者基本法の規定と他市の条例の規            定について</p> <p>資料9-11 第2 本論（2）合理的配慮 エ 生活・バリアフリーに関する合理的配            慮</p>

<p>資料9-12「生活・バリアフリーに関する合理的配慮」についての条文のたたき台と施策の展開について</p> <p>資料9-13「生活・バリアフリーに関する合理的配慮」に関する障害者基本法の規定と他市の条例の規定について</p>
---

[開 会]

○事業関係者として、小川亮三委員の後任に山川滋委員が就任された。

## 1 報告事項

### (1)「第1 総則 第2 本論 差別の禁止及び解消」について

○前回検討した総則などの事務局のたたき台が左側に、前回の委員会及び委員会終了後に、委員からいただいた意見を右側に示している。

○条例全体の案が出揃ったら、再度振り返り検討を行う。

## 2 検討事項

### (1) 内容の検討

#### ①「第2 本論 合理的配慮の提供」について

○障害者差別解消法に定められた「合理的配慮」に関する記述は、抽象的であるので条例の中でより具体的なものとしていきたい。

●「権利擁護」、「防災」、「不動産取引」などの項目を設けてほしい。また、「情報保障」についての項目を一つ設けて欲しい。

●「不動産取引」の場面で差別を受けることがある。

●市民は、国、都道府県、市町村などの管轄についての理解が十分とは言えない。

●災害時に災害弱者への対応を強化して欲しい。

●緊急事態に対応できるシステムをつくってほしい。

○「権利擁護」、「防災」については、条文の中に盛り込むべく検討していきたい。

●正当な理由なしに合理的配慮の不提供は禁止となる。

●情報保障ということで、iPadなど機器の導入を考えることはできないか。

●資料を早めに各委員に送付するなどの配慮をしてほしい。

●単に内容をまとめるだけでなく、数十年先を見越して、条例の中に立川らしさを出してほしい。

●市のみならず、事業者や市民も役割の担い手となってもらうのがよいのでは。

○委員会で頂いた意見については、逐条解説の中で明記し、補完していきたい

●事前配布資料では、各項目に関連した障害者基本法の規定が掲載されているが、障害者差別解消法についても、関連している規定を載せて欲しい。

●文案については、メールなどで事前に事務局に提供した方がよい。

#### 保健・医療に関する合理的配慮

●介護などの福祉分野も含めた内容となっている。

●バリアフリーとなっていない病院、クリニック、歯科が少なくない。

●休日、夜間に長時間待たされることもあり、救急医療の充実を図ってほしい。

●障害のある子を持つ親の中には、子の介護等に時間がとられ、自身の健康管理を後回しにしている人がいる。

●保健・医療分野の充実はとても重要。

## 教育に関する合理的配慮

- 小学校、中学校、高校で障害のある児童、生徒に対しての配慮に関して、一貫性・引き継ぎが不十分なのは。
- 本人、家族の意思を尊重する文言を載せてほしい。
- 個別支援シートを活用し、学年、学校が変わっても引き継ぎが円滑になされるよう工夫している。入学式の前などには不安を解消するため、事前に説明などを行っている。また、合理的配慮などについて、校長会・副校長会で情報提供を行うとともに学校の全教員が理解を深めるための会議・研修の機会も設けている。
- 授業の公開、指導改善などを通じて教員の専門性を高めるための取組みを行っている。
- 専門性だけでなく、何が必要なのか、必要な工夫を考案できる力、即ち人間力を養って欲しい。
- 機器の提供によって、障害のある人の自由度や自立度が増すことがある。30～40年後も見据えた条例を策定して欲しい。
- 「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」については具体的に明記して欲しい。
- 療育に関して、幼少期に差別を受けることもある。地域で支えていく仕組みが必要。
- 保育・療育の合理的配慮については、後日条文案を提示したい。発達支援計画などで幼少期の支援体制を整えていきたい。
- 障害児が持っている可能性を伸ばすという視点が重要。条文に盛り込むとよいのでは。
- 保護者の体調が悪化すると、登校できないということがある。学校に行くという当たり前のことを保障してほしい。
- 地域との交流を深める副籍制度をより充実させてほしい。
- 校長会などの場で、副籍交流について推進していくことを依頼する。
- 他の自治体では、民間事業者と特別支援学級との交流の機会がある。市民や事業者も条文の主語に含め、全体で考えていく施策を考えてほしい。
- 他自治体の条例を参考に、民間事業者も協力できる文言にしたらどうか。
- 小児医療サービスの提供体制が不十分で課題となっている。

## 雇用に関する合理的配慮

- 条文案の1にある「相談及び支援を行う体制」については、義務となっている。
- 条文案の3については、「障害のある人の声を聞く機会を設けるよう努める」という文言への追加修正はどうか。
- 条文案の2の中にある「地域の社会資源」とはハローワークなどを指している。ハローワークとの連携を深めるという趣旨。
- 他自治体の条例では、「地域の社会資源」について、「企業、福祉、医療その他の関係者」と表記している。
- 職に就くまでの支援が中心になっているが、職場に定着することに対する配慮という視点も重要。

## 生活・バリアフリーに関する合理的配慮

- 公共交通機関を利用する際に不便を感じる人が多い。
- 最短では、バスを利用する方が便利だが、他の交通機関を利用せざるを得ないことがある。
- 点字ブロックが切れている所がある。
- タクシーの配車を頼む際に、電話以外の方法で呼ぶことができる会社は少ない。物理的な側面のみならず情報面での対策も行ってほしい。

## 3 その他事務連絡

○次回は、平成28年6月10日（金）の10時から正午まで208会議室で行う予定。

[閉 会]

以 上